

き解決案を示した。

會社提示の解決案

- 一、要求は認め難し
- 二、争議團は速に解散すること
- 三、解雇者の復職を認めず
但し十二月二十日付解雇者中百五十名は適當の時期に於て採用することあるべきこと及び當時處分猶恕者四十二名中會社に於て事情經存の上差支へなしと認むる者は同時期までに復職を容認すること
- 四、解雇者に對しては百圓づゝ給與す
- 五、本争議に關し提起の刑事問題告訴は互に取り下げる事
思ふに會社は、道理を以つて解決せんとするに非ず、權力の後援と、一億と稱せらるゝ茂木の財力とを頼み、勞働組合刀折れ欠盡きたりと信じ徹底的に其非理を貫かんとしつゝあるは明らかである

る、故に會社代表者が、回答を來る十八日に開かんと申込みたるも、此上重ねて交渉を續くる事は會社をして益々増長せしめ、且解決を困難ならしむるに過ぎざるものと信じ、書面を以つて次回會見を無期延期となし、會社の反省を促すに止めた次第である。
右會見の顛末に就いては、會社は種々なる宣傳をなしつゝあるも、こゝでこれを一々反駁する愚を避ける、而し乍ら、右の會社回答を見たる者は、「眞に大衆を救ふ熱情」を有する（廿七頁五行）、「一個の紳士」（廿七頁四行）が到底この儘會見を續行することの困難にして不可能なりし事情を明に看取さるゝに相違ないと信するものである。

(六) 現下の狀勢

(イ) 會社の態度

會社の態度は今尙一貫して、勞働組合破壊に在る。勞働組合を破壊し去るを得たならば、勞働條件の低下に依り、利益増大し勞働争議の損失の回復の如き誠に易々たるものと信じて居るであらう。直訴問題突發するや、會社並木氏は「協調會の添田氏に解決を依頼してある」旨を言明したるも